



《会計・税務の知識》インボイス方式の導入検証

はじめに

平成26年4月1日より、消費税率は5%から8%へと引き上げられることが決定しました。

導入の可否に関する判断材料となる平成25年4月～6月の国内総生産（GDP）等の経済指標は回復基調を示しており、さらに、オリンピック誘致による景気浮上の期待もあり、消費税引き上げを断念する理由はありませんでした。

1. 税制抜本改革法

税制抜本改革法においては、「支え合う社会」を回復するため、「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率の引き上げを柱としています。なぜ税制抜本改革をして社会保障の安定財源の確保が必要なのかという、次のことが考えられます。

- ・負担が子や孫の世代に先送りされ、社会保障制度を維持していくことは困難。
- ・「全世代対応型」の社会保障制度を築き上げることが必要。
- ・欧州債務問題にみられるような、財政リスクへの市場の懸念の高まり。

消費税を柱とする理由として、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく、特定の者に負担が集中せず、高い財源調達力を持っていることが挙げられます。

2. 請求書等保存方式とインボイス方式

日本における消費税の計算は、「請求書等保存方式」によっています。ただし、消費税率が商品別・カテゴリ別に課されるような複数税率の場合、イギリスで導入されている「インボイス方式」でなければ、適正な消費税額の計算は困難です。

①請求書等保存方式

請求書等保存方式とは、帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入れ税額控除の要件としていますが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていません。課税売上と課税仕入れの差額に税率を乗じて税額を計算する「簡便法」です。

②インボイス方式

インボイス方式とは、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式です。課税事業者はインボイスの発行、副本の保存、適用税額・税額の記載が義務付けられています。

免税事業者はインボイスを発行することができません。したがって、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができないこととなります。

3. 現行制度とインボイス方式の導入検証

日本で採用されている請求書等保存方式は、消費税導入時以来採用されていた帳簿方式をさらに信頼度の高い方法にするため、証拠書類の保存を義務付けた方法です。しかし、事業者が作成した帳簿を元に税額を算出することを認めているため信頼性が不十分です。現行の制度では免税事業者でも発行できる請求書を必要としており、免税事業者からの仕入をチェックできない状況となっております。

インボイス方式を導入した場合、免税事業者が発行できないインボイスを保存して初めて仕入れ税額控除ができるので、免税事業者からの仕入れをチェックすることができます。しかし、免税事業者から仕入れたものについては仕入税額控除の対象とならないため、取引の排除が想定されます。

よって、日本でインボイス方式を採用する場合、免税事業者制度、簡易課税制度の見直しが必要となってきます。

おわりに

消費税は、消費行為を行えば必ず徴収される税であり、重税感が強い性質があります。税制改正により、納税を正確に行う取組みがなされており、今後インボイス方式の導入を検討する可能性もありますので、今後注目すべきところであります。

出典：財務省 HP 税制抜本改革について
消費税の仕入税額控除に関する資料

(担当：佐藤)